



発行月 令和3年11月  
発行所 名古屋市障害者差別相談センター  
連絡先 名古屋市北区清水四丁目17番1号  
名古屋市総合社会福祉会館5F  
TEL 052-856-8181  
FAX 052-919-7585  
E-mail inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp  
URL https://nagoya-sabetsusoudan.jp

## しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい 障害者差別解消法が改正されました！

みんかんじぎょうしゃ ごうりてきはいりょ ていきょう ほうてきぎむ しょうがいしゃさべつかいしょうほうかいせい  
民間事業者の「合理的配慮の提供」法的義務へ!!～障害者差別解消法改正～

れいわ ねん がつ にち しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ かいせい  
令和3年5月28日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正されました。

こんかい かいせい いちばん しょうがい みんかんじぎょうしゃ ごうりてきはいりょ ていきょう ぎむ か げんこう  
今回の改正の一番のポイントは、「民間事業者における『合理的配慮の提供』の義務化」です。現行の

ほうりつ みんかんじぎょうしゃ どりょくぎむ こんかい かいせい ほうてきぎむ いちぶ  
法律では民間事業者においては努力義務となっていたものが、今回の改正では法的義務と位置付けられ

ました。これによりすべての事業者において、障害のある方から配慮を求められた場合に過重な負担の

ない範囲での合理的配慮の提供を行わなければならないこととなります。民間事業者にあっても

『努力義務』だから考えなくてもよい」ということではなくなるということです。

この法律は、公布日(令和3年6月4日)から起算して3年以内に施行されることとな  
っていますが、「過重な負担」の程度などまだまだ抽象的な部分もあり課題はたくさん  
あるように感じます。今後、国の動向に注目していきたいと思えます。

ただ、「法的義務になったから『配慮』をしなければならない」という義務的な発想で  
はなく、障害のある人もない人も公平に様々なサービスを楽しむことができるように事業者の  
自主的・自発的な取り組みを期待したいところです。そのためにはセンターとしても  
障害者の差別解消に向けた啓発を積極的に取り組んでいきたいと思えます。



## しみんこうえんかい し 市民講演会のお知らせ

◆とき：令和4年2月26日(土)  
午後1時30分～4時

◆ところ：鯉城ホール(伏見ライフプラザ5階)

◆プログラム：

【第1部】弁護士の田中伸明さんによる講演

「障害者差別解消法について～改正のポイント～」

【第2部】落語家の柳家花緑さんによる講演と落語

「発達障害は私にとってギフトでした!!～発達障害落語家誕生～」

◆申込み：令和4年2月10日(木)必着(定員を超えた場合、抽選)

上記QRコードもしくはメール・はがきで申込み。1回の申込みにつき3名まで。



【事例1 携帯ショップ】ひとりで契約できるのに、誰か連れてこないといけないの？



- ・車いすユーザー。脳性麻痺のため両手に麻痺あり。
- ・発話に障害があり、聞き取りづらい。

携帯電話の契約をしようと携帯ショップを訪れたら、店員に「誰か連れてこれませんか。」と言われ、契約できなかった。契約書類に書くことができないことが理由と言われた。他店で機種変更をした時は、店員が代筆してくれた。

■解説

障害を理由に差別する意図はなくとも、「誰か連れてきて。」や「支援者や分かる人と一緒に来て。」と付添人を求めることは、障害のない人にはつけない条件づけとして、不当な差別的取扱いの可能性がります。店員は代筆すると不正契約になるのではないかと懸念があったとのことでしたが、センターが本社に確認したところ、契約書への記入が困難な場合は、店員による代筆が可能とのことでした。契約に際し、懸念事項があるのであれば、それを本人に伝え、意向を確認したうえで、どのような対応ができるのか丁寧に説明し理解を得ることが大切です。

【事例2 セルフレジ】目が見えないから頼んでいるのに・・・。

- ・視覚障害、白杖により歩行。



近所のスーパーに、会計のみ機械で行うセミセルフレジが導入された。音声案内もなく、自分では操作できないので、スタッフに依頼したら代行してくれただけ、「次からは自分でやるようにして。」と言われた。1台だけはスタッフが対応するレジがあったが、スタッフ不足により閉じられていた。

■解説

スタッフにより配慮は提供されたものの、今後、相談者自身による操作を求めていることから、合理的配慮の不提供の可能性があるとと言えます。効率化を追求するあまり、障害のある方が買い物に困ることがないように、障害特性に応じた適切な配慮の提供が必要です。セミセルフレジの導入にあわせて、従業員スタッフに対し障害のある方の利用を想定した対応方法の周知を徹底するなど、ソフト面での環境整備がとても大切です。

オンライン研修のご報告



令和3年9月8日（水）に、障害者差別の相談を受ける「地域の相談窓口」（区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）の職員を対象に、研修を行いました。

事例検討では、どんな対応が不当な差別にあたり、どんな配慮が必要なのか、活発に意見が交わされました。

出前講座のご案内

～講師派遣します～

- 内容
  - ・障害の考え方と差別解消法
  - ・当事者講話を通じた障害理解
  - ・相談事例から学ぶ合理的配慮
- 対象
  - 市内の団体・グループ・企業等
- 時間
  - 60分～90分程度
- 費用
  - 無料
- その他
  - オンライン開催OK